

5 G投資促進税制 Q&A(1)

| No | 質 問 | 回 答 |
|----|---|---|
| 1 | 補助金との併用は可能か。 | 可能です。ただし、法人税法上の「圧縮記帳」の適用を受けた場合は、圧縮記帳後の金額が税務上の取得価額となります。 |
| 2 | 他の税制措置との重複適用は可能か。 | 同一設備に対する複数税制措置の重複適用はできません。 |
| 3 | 税制措置は、特別償却と税額控除を併用することが可能か。 | 同一設備に対して、特別償却と税額控除を併用することはできませんが、設備ごとに特別償却と税額控除の措置を使い分けることは可能です。例えば、X無線設備について特別償却、Y無線設備については税額控除と、同じ資産分類内であっても、設備単位で使い分けることができます。 |
| 4 | 税額控除限度額について、他の税制措置の税額控除の適用を受けている場合にはどのように計算すればよいか。 | 本税制措置の税額控除制度における税額控除限度額は、その他の税制措置の税額控除を適用する前の法人税等額（調整前法人税額）の20%を限度とすることになります。 また、複数の税額控除を適用する際、各税制措置における税額控除額の合計額のうち調整前法人税額の90%を超える部分については、当該年度の調整前法人税額から控除できません。 （注）No.2のとおり同一設備についての重複適用はできません。 |
| 5 | 本税制措置において法人税・所得税の特例措置と固定資産税の特例措置は併用できるか。 | いずれも要件を満たすのであれば併用可能です。 |
| 6 | 法人税で特別償却の適用を受けた場合、その影響を法人住民税（地方税）及び法人事業税（地方税）の算定に反映するか。 | 特別償却については、法人住民税及び法人事業税の算定に反映します。 |
| 7 | 法人税で税額控除を受けた場合、課税標準を法人税額としている法人住民税（地方税）でも税額控除後の法人税額を使うか。また、法人事業税（地方税）の算定はどうか。 | 中小企業者に該当する場合、税額控除後の法人税額を課税標準とします。また、法人事業税は、税額控除前の所得を基に計算します。 |

5 G投資促進税制 Q&A(2)

| No | 質 問 | 回 答 |
|----|--|---|
| 8 | 購入により取得した減価償却資産の取得価額の範囲には、どのような費用が含まれるか。工事費は含まれるのか。 | 対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入対価、②外部付随費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用）、③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額（即ち、内部取付費用、例えば据付費、試運転費等）の合計額になります。一般的に工事費は③に該当するため取得価額に含まれます。 |
| 9 | 自らが製作し、資産計上した設備は対象となるか。 | 取得（購入）するもの以外に、自ら製作するものも対象に含まれます。ただし、自ら製作する場合は、開発供給計画及び導入計画の両方について認定を受ける必要があります。 |
| 10 | 自社で製造した設備について、取得価額はどのように設定すればよいか。 | 自社で製造した設備の取得価額は基本的に以下に掲げる金額の合計となります。 ①当該資産の製造等のために要した原材料費、労務費及び経費の額 ②当該資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額 （法人税法施行令第五十四条第一項第二号参照） |
| 11 | 取得価額に消費税は含まれるか。 | 消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。すなわち、その事業者が税込経理方式で経理をしている場合には消費税を含んだ金額で、税抜経理方式で経理をしている場合には消費税を含まない金額になります。 |
| 12 | 導入する設備について、どの種類の減価償却資産（機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物等）に該当するか。 | 個々の設備をどの種類の資産として計上するかは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づき判断を行うこととなります。社内の経理担当者又は税理士・公認会計士等に御確認いただき、個別ケースで判断に迷われる場合には、所轄の税務署に御確認ください。 |
| 13 | 機械装置・器具備品・建物附属設備・構築物以外の分類は本税制措置の対象設備になるか。 | 本税制措置の対象となる認定特定高度情報通信技術活用設備とは、機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物のうち認定導入計画のために取得等したものであって、かつ重要な役割を果たすもの（注）になります。資産分類の詳細については、経理担当者・税理士・公認会計士や所轄の税務署に御確認ください。 |
| 14 | 設備の修繕は対象となるか。 | 対象外です。 |

（注）租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十条の十の二第一項各号に規定されています。

5 G投資促進税制 Q&A(3)

| No | 質 問 | 回 答 |
|----|---|---|
| 15 | リースは対象となるか。 | ファイナンスリースのうち、所有権移転ファイナンスリース取引については税額控除・特別償却いずれも対象になりますが、所有権移転外リース取引については税額控除のみ対象（特別償却は対象外）となります。なお、税額控除限度額は毎年のリース料ではなく、リース資産額をベースに計算することとなります。また、オペレーティングリースについては税額控除・特別償却いずれも対象外となります。 |
| 16 | どのような設備が本税制措置の対象外になるか。 | 以下に該当する設備は対象外となります。 ①中古設備、②貸付設備（賃貸資産） |
| 17 | 本税制措置の対象にはクラウドサービスの利用料は含まれるのか。 | 本税制措置では、クラウドサービス利用料は対象になりません。 |
| 18 | 設備を共有する場合はどのような扱いになるのか。 | 設備に設定している共有持分に基づき資産計上している資産の取得価額が対象となります。なお、本税制措置を受けられるのは、導入計画の認定を受け、かつ、基地局の免許を受けた事業者に限られます。 |
| 19 | 導入計画策定時に導入予定の設備を特定しておく必要があるか。 | 導入計画策定時に事業計画に係る取組に必要な設備を特定する必要があります。審査の際に開発供給計画の認定を受けた設備であるか等を確認します。なお導入計画の認定後に、実際に導入する設備等が変更になった場合は、導入計画の変更認定を受ける必要があります。 |
| 20 | 認定された計画に記載のない設備を追加取得する場合、本税制措置の対象となるのか。 | 本税制措置の対象となりません。導入する設備に変更が生じた場合には、計画変更の認定を受けた後に基準適合性の確認を受けることで、本税制措置の対象となります。 |
| 21 | 一部の設備を追加で取得した場合は対象外か。 | 追加で取得する設備についても、導入計画上で認定を受けていれば（または計画変更の認定を受けていれば）、本税制措置の対象となります。なお、計画変更により、導入した設備の合計額が3億円を超えた場合、当該年度以降、固定資産税の特例を受けることができません。 |

5G投資促進税制 Q&A(4)

| No | 質問 | 回答 |
|----|---|---|
| 22 | 認定前に取得した設備であっても、導入計画に同じ設備を記載すれば本税制措置を受けることは可能か。 | できません。たとえ同じ設備を導入計画に記載していたとしても、導入計画の認定前に取得した設備は本税制措置の対象外です。 |
| 23 | 導入計画の認定後、認定導入計画に記載された設備の種類に変更が生じた場合はどうすれば良いか。 | 計画変更の認定を受けてください。計画変更の認定を受ける前に計画に記載されていない設備を取得してしまうと本税制措置を受けることができませんのでご注意ください。 また、認定された導入計画に従って設備の導入を行っていないと認められる場合には、認定の取消し及び公表を行う可能性があります。 |
| 24 | 自営等広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備、交換設備、伝送路設備などについて、ローカル5Gシステムを用いて行う業務以外にも使用する場合でも税制措置の対象になるか。 | ローカル5Gシステムを用いて行う業務以外にも利用されるものは、本税制措置の対象外となります。 |
| 25 | 本税制措置の対象外とされているクラウド型の交換設備とは何か。 | 本税制措置においては、サーバー環境が仮想化されているか否かにかかわらず、単独のローカル5Gシステムに使用される交換設備をオンプレミス型とし、複数のローカル5Gシステムに使用される交換設備をクラウド型としています。 ただし、一団の土地において複数のローカル5Gシステムが存在する場合はオンプレミス型として扱います。 |
| 26 | ローカル5Gシステムにおいて、事業エリアを越えた遠隔にある自社の交換設備やそれと接続するための伝送路設備は対象となるか。 | 遠隔にある交換設備がクラウド型の場合は、交換設備・伝送路設備のいずれも対象となりません。オンプレミス型交換設備の場合でも、事業エリアを越えたところにある場合は、自社交換設備であっても対象外です。 |
| 27 | 本税制措置を受けられる伝送路設備の対象範囲はどこまでか。 | ローカル5Gシステムにおいて、オンプレミス型の交換設備と基地局設備をつなぐ伝送路設備が対象となります。上記組み合わせ以外の各設備を接続する伝送路設備（CU/DUとRUをつなぐ伝送路設備など）については本税制措置の対象となりません。 |
| 28 | 通信モジュールが内蔵された機械等（ロボットなど）は対象となるか。 | その機械等全体としては対象となりません。あくまで通信モジュール部分のみが本税制措置の対象となります。 |

5 G投資促進税制 Q&A(5)

| No | 質 問 | 回 答 |
|----|--|---|
| 29 | 税額控除限度超過額の繰越しは可能か。 | 税額控除限度額を超える分の繰越しは、認められていません。 |
| 30 | 認定導入計画に係る設備導入が複数年にわたる場合、本税制措置の対象となる部分はどこか。 | 2022年3月31日までに計画の認定を受けた場合において、同日までに、認定導入計画に記載された対象設備の取得等を行い、認定導入計画に係る事業の用に供し始め、その事業年度の税務申告までに基準適合性の確認を受けたもののみが対象になります。例えば、2020年度からの5か年の設備投資計画である場合、2022年度以降の設備投資があったとしても、本税制措置を受けることができるのは、導入計画の認定を受けた後から2022年3月31日までの間に取得等し、認定導入計画に係る事業の用に供したものになります。 |
| 31 | 「取得」とは、具体的にどのタイミングを指すのか。 | 設備等の所有権を得たこと、つまり設備等を購入等したことを指します。例えば、検収が終わっていない設備については、引渡しが済んでいないことから一般的に未取得の状態と考えられます。個別ケースにおいて判断に迷われる場合には、所轄の税務署までご確認ください。なお、本税制措置を適用するためには、対象設備を事業の用に供すること等が必要です。 |
| 32 | 「事業の用に供する」とは、具体的にどのタイミングを指すのか。 | 業種・業態・その資産の構成及び使用の状況を総合的に勘案して判断されますが、一般的にはその減価償却資産の持つ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至ったことを指します。例えば、設備等を購入した場合は、設備等を工場内に搬入しただけでは事業の用に供したとはいえ、その設備等を据え付け、試運転を完了し、製品の生産等を開始した日が事業の用に供した日となります。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。 |
| 33 | 本税制措置について、適用期間内において、設備等を取得等した事業年度の翌年度において事業の用に供した場合、課税の特例はどのような扱いになるか。 | 事業の用に供した日を含む事業年度において本税制措置の適用が可能です。なお、2022年4月1日以降に事業の用に供した設備は本税制措置の対象にはなりません。（2022年3月31日までに設備の「取得」をしていたとしても対象にはなりません。） |

5 G投資促進税制 Q&A(6)

| No | 質 問 | 回 答 |
|----|---|---|
| 34 | 本税制措置の対象となる事業者に制限はあるのか。 | 青色申告書を提出する個人・法人である必要があります。 また、申請要領P.2の脚注3に記載の大企業等に該当する場合は所定の要件がありますのでご確認ください。 ※「大企業等」とは、次の法人以外の法人をいいます。 ①租税特別措置法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者（同項第8号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。） ②租税特別措置法第42条の4第8項第9号に規定する農業協同組合等 |
| 35 | 導入計画の申請単位は、事業者単位か、それとも事業単位か。 | 事業単位での申請となります。複数の基地局が1つの事業に含まれる場合は1つの申請としてください。なお導入の内容は、システム一式を記載し、申請に必要なシステムの最小単位は、原則、「基地局の無線設備（RU、DU、CU）、交換設備のすべてを含むシステム」となります。 |
| 36 | 一事業者が複数の事業計画を申請することは可能か。 | 可能です。計画は事業単位で策定することになるため、単年度において、一事業者が複数の事業計画を申請することも想定しています。 |
| 37 | デモや実証等により一時的に設備を設置する場合でも税制措置の対象となるのか。 | 無線局（電波法第2条第5号）の免許のうち、基地局（電波法施行規則第4条第1項第6号）に係る免許で運用される設備を用いた計画については、認定及び税制措置の対象になりますが、実験試験局等その他の種別の免許で運用される設備を用いた計画は、認定及び税制措置の対象とはなりません。 |
| 38 | 基準適合性の確認申請書の添付書類における取得価額を確認できる書類とはどのような書類を指すのか。 | 納品書・契約書の写し等、該当設備の単価、数量その他外部付随費用等が分かる書類をご提出ください。（取得価額の範囲についてはNo.8, 13をご覧ください。） |

5 G投資促進税制 Q&A(7)

| No | 質 問 | 回 答 |
|----|--|--|
| 39 | 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第10条に基づく計画の変更はどのような場合に認められますか。 | 計画の変更内容が、変更しようとする認定導入計画の実施過程において生じた、当初の計画を達成するために必要なものである場合（設備の追加取得等）には変更申請を行ってください。変更しようとする内容が、既に認定を受けている認定導入計画に記載された内容と異なる新たな特定高度情報通信技術活用システムの導入を行おうとする内容であると認められる場合には、別の計画として新たに申請を行う必要があります。 |

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律のHPはこちら↓

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/laws/5g_drone.html